

平成30年第8回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成30年12月20日（木曜日）

議事日程（第6号）

平成30年12月20日（木）午前10時00分開議

第 1 発言の取消し

第 2 請願第4号の取下げの件

第 3 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第110号から議案第112号まで、議案第114号、議案第115号、議案第120号、議案第121号、請願第5号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第116号、議案第118号、議案第122号から議案第124号まで、議案第126号から議案第128号まで、陳情第9号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第109号、議案第113号、議案第117号、議案第119号、議案第125号、議案第129号、陳情第10号

第 4 （決算審査特別委員会付託案件）

議案第94号から議案第107号まで

本日の会議に付した事件

日程第1 発言の取消し

日程第2 請願第4号の取下げの件

日程第3 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第110号から議案第112号まで、議案第114号、議案第115号、議案第120号、議案第121号、請願第5号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第116号、議案第118号、議案第122号から議案第124号まで、議案第126号から議案第128号まで、陳情第9号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第109号、議案第113号、議案第117号、議案第119号、議案第125号、議案第129号、陳情第10号

日程第4 （決算審査特別委員会付託案件）

議案第94号から議案第107号まで

追加日程第1 議案第130号

出席議員（20名）

1番	北		啓	君	2番	宇	治	沙耶	花	君	
3番	室	岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	君	8番	駒	形	信	雄	君
9番	渡	辺	慎	一	君	10番	坂	下	善	英	君
11番	金	田	淳	一	君	12番	中	川	隆	一	君
13番	岩	崎	隆	寿	君	14番	中	村	良	夫	君
15番	佐	藤		孝	君	16番	近	藤	和	義	君
17番	祝		優	雄	君	18番	竹	内	道	廣	君
19番	中	川	直	美	君	20番	猪	股	文	彦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三浦基裕	君	副市長	藤木則夫	君
副市長	伊藤光	君	教育長	渡邊尚人	君
総務部長	渡邊裕次	君	企画財政部長	濱野利夫	君
市民福祉部長	後藤友二	君	産業観光部長	坂田和三	君
建設部長	猪股雄司	君	総務部長 (兼 選挙管理事務局長)	中川宏	君
企画財政部副部長 (兼 財政課長)	磯部伸浩	君	市民福祉部副部長 (兼 市民生活課長)	小路昭	君
産業観光部副部長 (兼 世界遺産推進課長)	深野まゆ子	君	産業観光部副部長 (兼 地域振興課長)	山本雅明	君
建設部副部長 (兼 上下水道課長)	渡部一男	君	会計管理者 (兼 会計課長)	源田俊夫	君
市民福祉部若者課長	市橋法子	君	教育委員会 教育課	山田裕之	君
教育委員会 教育課	渡辺竜五	君	病院管理部門	鶴間克己	君

代表委員 監査委員	渡部直樹君	監査委員長 事務局長	加藤留美子君
農業委員 事務局長	北嶋富夫君	消防長	菊池慎也君

事務局職員出席者

事務局長	村川一博君	事務局次長	本間智子君
議事調査係 議長	梅本五輪生君	議事調査係	岩崎一秀君

午前10時00分 開議

○議長（猪股文彦君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、祝優雄君の議事進行発言並びに金田淳一君からの申し出について市長から発言を求められておりますので、これを許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 12月11日の金田議員の一般質問におきまして、私の答弁が一部誤解を招いているようでございますので、改めて説明させていただきます。

議員から、書面で県知事にきちっと要請を行ったかとの問いに対し、私からは、9月に県知事と話をさせてもらったときも大きく3つの要望の中の1つとして文面で渡していますと答弁しました。3つの要望とは、空港整備、航路、病院整備のことで、説明資料としての文面をもとに口頭で要望したという意味でございます。県知事に要望書を渡したということではございません。11日にも答弁しているとおおり、この後佐渡市として正式な要望書を提出したいと考えております。言葉が足りず、誤解を与えてしまったことに対しましておわび申し上げます。

以上でございます。

議会運営委員長の報告

○議長（猪股文彦君） ここで、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

○議会運営委員長（近藤和義君） 本日の議事について、2点報告します。

12月11日の渡辺慎一議員の一般質問における発言に関し、本人より発言の一部を取り消したい旨の申し出がありましたので、議会運営委員会において協議した結果、発言を取り消すことを了承しました。

また、請願第4号 佐渡汽船 寺泊一赤泊航路（両泊航路）運航継続を求める請願につきまして、請願者より取り下げ願が提出されましたので、本請願を取り下げのことを了承しました。よって、私の報告が終わり次第、発言の取り消し及び請願第4号取り下げの件について、それぞれ簡易採決によりお諮りすることになりますので、了承願います。

報告は以上であります。

○議長（猪股文彦君） これで議会運営委員長の報告を終わります。

日程第1 発言の取消し

○議長（猪股文彦君） 日程第1、発言の取消しを議題といたします。

お諮りします。お手元に配付したとおおり、渡辺慎一君より12月11日の本会議における発言の一部について、会議規則第65条の規定により発言を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、渡辺慎一君からの発言の取消しの申し出を許可することに決定いたしました。（当該箇所253頁の下線部）

日程第2 請願第4号の取下げの件

○議長（猪股文彦君） 日程第2、請願第4号の取下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。請願第4号については、請願者から取り下げたいとの申し出がありますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、請願第4号の取下げの件は許可することに決定いたしました。

日程第3 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第110号から議案第112号まで、議案第114号、議案第115号、議案第120号、議案第121号、請願第5号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第116号、議案第118号、議案第122号から議案第124号まで、議案第126号から議案第128号まで、陳情第9号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第109号、議案第113号、議案第117号、議案第119号、議案第125号、議案第129号、陳情第10号

○議長（猪股文彦君） 日程第3、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第141条の規定に基づき報告します。

議案第110号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、両津支所の新築により、両津支所内に佐渡市公民館及び両津地区公民館が移転することに伴い、公民館の位置の変更及び両津地区公民館の使用料を改定するため、佐渡市公民館条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第111号 佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、両津支所の新築により、両津支所内に両津図書館が移転することに伴い、両津図書館の位置を変更するため、佐渡市立図書館条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第112号 新市建設計画の変更について。本案は、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の

特例に関する法律が平成30年4月に改正されたことにより、合併特例債の発行期限が5年間延長されたため、新市建設計画を変更することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、賛成少数で否決すべきものとして決定しました。

議案第114号 損害賠償の額を定めることについて。本案は、平成30年4月26日、佐渡市窪田地内において発生した市所有のマイクロバスによる事故に関し、相手方に損害賠償金を支払うことについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第115号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本案は、平成30年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ7億5,240万9,000円を追加するものであります。主な内容は、国の補正予算に伴う小学校空調設備整備事業を予算計上するほか、工事発注時期の平準化に係る債務負担行為の設定などを行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、各委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見、1、総務文教常任委員会。（1）、10款教育費、2項小学校費、4目学校建設費、小学校空調設備整備事業について。本事業は、来年夏までに小学校の普通教室にエアコンを設置するものであるが、中学校については再来年に設置したいとの説明があった。他市の事例を見ても小中学校全ての教室に設置する予算を計上する状況となっている。佐渡市においても小中学校一括でエアコン設置の予算計上をすべきであったと指摘する。今後国の動向や有利な起債を十分検討し、来年度当初予算に設計費を計上するなど、中学校においても確実に環境整備に努めること。

（2）、10款教育費、6項保健体育費、5目給食センター運営費、給食センター管理運営事業について。高千小中学校自校式給食の廃止については、保護者や地元住民への説明が不十分であったと思料する。今後関係者の理解が得られるよう十分説明を行い、事業を進めること。

2、市民厚生常任委員会。（1）、3款民生費、1項社会福祉費、5目障害福祉費、障害者外出支援事業、障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業について。当該事業は、利用者数の見込み誤りによる予算の増額を計上するものであるが、このことは当初予算の計上に当たり、過去の実績に比して見積り甘さがあったことが要因であると思料する。障害者の福祉に係る事業という事案に鑑みて、当該事業の利用実績に見合った予算編成に努められたい。

（2）、3款民生費、2項児童福祉費、6目子育て支援費、児童館・学童保育整備事業について。佐和田学童保育施設整備事業については、9月の市議会定例会で議決した佐和田体育館跡地への新築移転に係る設計監理業務委託料を減額するものであるが、事前に地域や保護者などの関係者に対する意見聴取及び事案の比較考量の調査が不足していたために、今回事業の予算を全額減額するに至ったものである。今後においては、このような事態が繰り返されないことがないよう慎重に提案を行うことを強く求める。

議案第120号 佐渡市職員の給与に関する条例及び佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新潟県人事委員会の職員給与改定に関する勧告を踏まえ、給料表の改正等及び特殊勤務手当における夜間看護手当の額を引き上げることについて、佐渡市職員の給与に関する条例及び佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第121号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について。本案は、平成30年度佐渡市一

般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2億7,790万8,000円を追加するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員給与改定に関する勧告等に伴う人件費、支払遅延に伴う損害賠償金並びに地すべり災害に係る災害復旧費を予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、産業建設常任委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。6款農林水産業費、2項林業費、3目林道維持費、林道維持管理事業について。

災害復旧のために今まで行っていた迅速な対応を損なわず、事務処理を失念しないやり方を構築し、再発防止に努めること。

請願第5号 地元電機商による学校施設等への空調設備工事の発注についての請願。本請願は、国の2019年度予算の概算要求で学校施設等への空調設備設置等の施設整備費を盛り込む方針であり、今後佐渡市においても学校施設等へ空調設備の導入が進むと思われる中、島内人口の減少や家電大型店の進出により、地元電機商を取り巻く環境が大変厳しいことから、地域経済活性化の一助として学校施設等の空調設備設置工事について地元電機商への発注を強く求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。なお、本請願は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第112号 新市建設計画の変更についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔19番 中川直美君登壇〕

○19番（中川直美君） ただいま議題となっております議案第112号 新市建設計画の変更についての反対討論を行います。

ご案内のように、これは合併特例債の再延長を受けて10地区で市民説明会を行って合併特例債の活用計画も大きく示してきたものであります。提案理由の中でもこのことについてはしっかり述べております。反対討論等もっと多く出るのだと思っていましたが、私一人でございます。余りかいつまんで言っても誤解を招くので、それなりに討論をさせていただきたいというふうに思います。

大きく言って討論の基本的なものは、1つは議会としてこれを本当に許していいのかということ、もう一つは計画の策定、この2つの観点から幾つか述べさせていただきたいと思っております。

1つ目。きょうは、代表監査委員もおりますが、最低限の事務的レベルとしての問題です。この間何度も言っていました、地方財政法の起債、地方債は法律の基準に逸脱をしているということであります。起債、地方債の借金については、地方財政法では極めて厳しく、地方財政法第5条で地方債を起すことができる経費が厳格に定められているものであります。その点から見て、今回の合併特例債を解体に使うというのは問題です。

2つ目。国も示していますが、この間私も取り上げてまいりましたが、地方債を起す基準、合併特例債を起す基準でもわかりやすく明示をしてあるように、公共施設等総合管理計画に基づかなければこの合併特例債を解体に使うことができないというのが基準であります。これについても読み取れるとして使

う、このような曖昧なものが法律の基準でないことはご承知のとおりであります。また、この間議会の正式な答弁の中でも、公共施設の個々の施設計画はできていないと何度も答弁していたものであり、議会答弁も踏みにじるものだということも指摘をしておきたい。

3つ目、合併特例債について。議会がどうなるかもわからないうちに県との協議が調ったことも理由としていますが、地方債の起債は平成18年以前は許可制でした。県に許可を得るということでした。ところが、平成18年以降、そして平成24年も変更ありましたが、今は協議制、届け出制になっております。この合併特例債を起こしたことによる間違いは市の責任です。例えば佐渡市栽培漁業センターの補助金の問題など、後々起こりかねないということも指摘をしておきたい。

4つ目。再延長を決めた国会でも合併特例債の使い方については附帯決議までついています。また、これまでの全国での合併特例債の使い方によって問題があるとして、総務省自身が今後調査をする方向も示しているものでありますから、厳格さが必要であります。私は、この点では市政をチェックする議会として、法に反していることを認めるべきではないということでもあります。

1点目、合併特例債の法の趣旨の関係であります。今回の使い方は、市町村の合併の特例に関する法律にも反しているということでもあります。先ほど言いましたように、地方財政法、合併特例法に反するもの。わかりやすく言えば、この間紹介しましたが、合併特例債の再延長を求める首長会の発起人の1人である津市の市長が言っているように、合併してよかったものに使うこと、合併の効果が出るものに使うことというのが合併特例法の趣旨でありますから、合併市の発展的な建設計画に使うべきものであります。ところが、そうっていないということでもあります。

2つ目、合併特例債が再延長された、この理由、これは言うまでもありませんが、佐渡市でも持っている現在ある新市建設計画の建設事業を達成できないから、達成させるためにというのが5年間再延長されたものであり、この理由から見ても今回ののは矛盾をしていると言わざるを得ません。

合併特例債の関係では3点目。県の調査でも、この新潟県内において同じ時期に再延長する市ではこのような解体事業は一つもないということでもあります。佐渡市だけであるということでもあります。つまり他市の状況を見ても佐渡市の状況がいかにおかしくなっているかということがわかるということでもあります。再度申し上げますが、この問題も議会というチェック機関が法に沿っているかどうか、ここが議会としての責任が問われるところだと私は思っています。

大きな2つ目ですが、ビジョンなき解体の計画であります。この解体によってどのような佐渡市や地域をつくるのが全くわからないままに進めるということでもあります。10地区の説明会の毎回毎回の挨拶で、「今回お示しをした合併特例債の活用事業は施設の統廃合に基づく解体事業が多く占めていますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます」と毎回挨拶をせざるを得ないような中身で、執行部そのものも認めているということでもあります。この解体計画案、公共施設の解体後にどのようなビジョンがあるのかは、一般質問でも多くの議員が問いましたが、全く説明されていませんし、市長が就任当初補助金の個別外部監査に出しましたが、その公金の使い方では明確にビジョンなき予算の使い方は問題につながると警鐘を鳴らしているものでもあります。

この問題の2つ目。公共施設は、単なる箱物ではありません。この広い佐渡にあって地域の住民の暮らしや文化を支える重要な施設であり、どのような地域や佐渡をつくるかの前提に立って行うべきだという

ことであります。

3つ目、今回の解体は社会教育施設等が非常に多いわけでありますが、教育委員会そのものもビジョンを示しておりません。平成29年4月に策定をした教育委員会の佐渡市教育振興基本計画の本体の中には、総合型地域コミュニティークラブをつくと明記しております。10地区の説明会の中で、新穂と真野の体育館をなくすと国仲の体育館がなくなるではないか、利用しづらくなるのではないかということについて、要約すれば教育長は我慢してくださいと答弁しております。これは、全くもってあなた方自ら立てた計画に反するということを述べておきたいと思えます。

大きな3つ目ですが、市民の声をしっかり反映するという点についてであります。三浦市政は、就任と同時に市民は株主ということをして市政運営の基本として定めてやってまいりました。また、今年度の施政方針でも、公共施設の廃止などの計画も含め、どのような計画も市民の声を反映しなければ市民の信頼を失うと市民に語ったわけであります。これにも大きく矛盾をしております。仮に住民議論の結果、公共施設が解体になるとしても、あくまでも住民議論の上で行うべきは地方自治の政治の常道であります。

2点目。10地区の市民説明会やパブリックコメントで出された意見は、市が言うようにおおむね理解していただいたものではありません。市民説明会でもパブリックコメントでも多くの疑問点やいろいろな声が出されています。特に時間があるのだから急がずに住民の声をしっかり反映したものにすべきという意見が多かったというふうに思います。また、市民説明会の中でも出ましたが、今回の合併特例債関連の一連の事業の中では真水で市の予算を使う、本庁舎の大改修には6億7,000万円、アミューズメント佐渡の17億円は合併特例債が使えますから、実質負担が少ないわけでありますが、それでも大きなものです。それについては、複合施設化による財政負担の軽減やそのことによって市民に喜ばれるようなものをするという、こんな声があったところであります。これらが主なものであります。

本来合併特例債、地方財政法の視点、また地方自治の視点、住民の声を反映するという視点でも今回のものは非常に問題がある。新市建設計画では、豊かな自然、薫り高い文化、活気あふれる島づくりを行政と市民との協働で進めるということになっております。この原点に立ち返って合併特例債は市民のため、新市を建設するために使うべきだということを強く主張して反対の討論といたします。

○議長（猪股文彦君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

議案第112号についての討論を終結いたします。

これより議案第112号 新市建設計画の変更についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、議案第112号について賛成される方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、議案第115号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についてに関する委員長質疑に入ります。

中村良夫君の質疑を許します。

中村良夫君。

○14番（中村良夫君） 議案第115号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について、総務文教常任委員長を始め、委員会の皆様、大変ご苦労さまでした。

それでは、質疑に入ります。1点目は、補正予算書27ページにもあります小学校管理運営事業費の光熱水費が459万9,000円増、当初予算計上が少ないことによるものか、内容についてお尋ねします。

2点目は、同じく補正予算書27ページの小学校空調設備整備事業、エアコン設置について。ことしの夏の災害的な猛暑を受けて、国も来年夏までに整備を進めるために従来よりも地方負担の少ないブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金985億円を上げたものです。新潟県内を始め全国的には小中学校の全部を対象にするところがふえているのに、佐渡市は工事が間に合わないなどを理由に中学校分の予算は計上しないと答弁していますが、このような状況は全国でも同じで、大きく変わらないと思うのですが、そこで1つ目、新潟県内の状況はどうなっているのか。2つ目に、来年度国の補助制度があるような答弁を執行部がしていますけれども、今回の臨時特例交付金は臨時で今年度限りというのが現状ではないのかお尋ねします。

1回目は以上です。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） それでは、中村議員の質問に対してお答えをいたします。

まず、1番目の小学校の光熱水費がたくさんかかったということの審査ですが、これにつきましては当初予算の計上、見積もりが少なかったのではないかとのご指摘ですが、原因はこの夏の猛暑によりまして電気の使用量、プールの水温を下げるため、水道の使用料、これが例年に比べ増加し、当初予算に計上した額よりも多くなったためという説明であります。それと1つ、委員の中からは教務室のエアコンをかなり使ったので、その分もあるのではないかと質問がありましたが、確かに教務室のエアコンもその一つの要因であるというお話であります。あくまでも当初見積もりが少なかったというわけではなく、これからかかるもの見通しで補正予算を計上したという説明でありました。

それと、もう一点はエアコンの件ですが、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金で今回整備する県内の25自治体のうち、県と佐渡市を除く23の自治体にアンケート形式で照会をかけたということであります。その結果、17の自治体から回答がありました。そして、16自治体で冷房化が図られているという説明が委員会審査でありましたけれども、16の自治体は小学校、中学校とも予算を計上するというので、あと1つの自治体と佐渡市は小学校だけという報告を受けております。

そして、来年度国の補助事業、これがあるのではないかとということですが、そのような答弁をしたのは本会議での答弁であったかというふうに思いますが、当委員会の中の審査の結果では、今回のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金は今回限りという説明を受けております。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 中村良夫君。

○14番（中村良夫君） 総務文教常任委員会で意見をつけていただきましたので、最後は答弁要りませんけれども、今回の小中学校のエアコン設備について、先ほどの委員会審査報告とか、それから答弁でもありますが、全国的にも新潟県内でも小中学校の両方を対象としているのに、佐渡市だけが小学校のみエアコン設置で今回中学校は予算計上されていないと。例えば新潟市は全ての小中学校と特別支援学校の普通教室にエアコンを設置すると。国の新交付金は本年度限りの特例措置であるため、新潟市としても補助金を要望することにしたと。試算によりますと総事業費は63億円、そのうち国からの補助金は交付税と合わせて24億円になる見込み、残りは起債で賄い、一般財源からの持ち出しはないとしています。このことから佐渡市長の判断、決断は間違っている、極めて残念であります。中学校も急いでエアコン設置すべきである。

以上で質疑を終わります。

○議長（猪股文彦君） 次に、上杉育子さんの質疑を許します。

上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） それでは、議案第115号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）、農業一般経費の平成30年異常気象被害等復旧支援資金保証料補助金について伺います。

まず、この保証料補助金、具体的な支援内容と、それから対象者など何か条件とかがありましたらお聞かせください。

また、今回農産物の被害額は全体で9億4,439万円、うちお米に対しては約7億円、果樹系が約2億円、施設等が531万円と伺っています。保証料の補助ですから、高額ではないでしょうが、5万円という予算の算出根拠や現在までの申請状況、1人幾らぐらいの支援になっているのかなど、審査の内容をまずお聞かせください。

まず、そこまで聞かせてください。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、渡辺慎一君。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） それでは、上杉議員の質問にお答えしたいと思います。

ご存じのように、この制度というのは平成30年異常気象被害等復旧支援資金ということでございまして、平成30年度といたしますと、今年度はあと残すところ3カ月ちょっとございまして、今年夏の渇水、また台風21号から25号の影響によりまして、農作物全体で先ほど上杉議員が言われたように9億4,439万7,000円と推計されているほどの被害がございました。過去10年で最大の被害状況との説明がございました。この本予算に関しましては、その災害に係る復旧支援資金として農業協同組合が融資する制度でございまして、融資額が最大2,000万円で借り入れ後5年間は無利子の融資となります。その利子に関しましては、厳密に言うところとちょっと違うんですけども、県連と農業協同組合のほうで約半分ずつ、1.6%の利子補給がございまして、市の5万円の分に関しましては、農業系の信用保証協会、信用保証料0.25%を補助するものでございまして、これは、過去の事例もあわせてこの信用保証料の必要な分を市が支援するものとの説明がございました。また、補正予算が5万円ということで、信用保証料の穴埋めする分は5万円でございますけれども、これは平成30年度の方でございまして、残すところ今月、そして来年1月、2月、3月まで

が平成30年度でございまして、その後から今年度のさらに申し込みがあった場合には今回の補正の5万円よりも多くなってくるとは考えられますが、これ今年度分でございまして、5万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） 上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） 5万円の算出の根拠とか、現在までの申請状況というようなことに対しては聞かれていないのでしょうか。

○議長（猪股文彦君） 産業建設常任委員長、渡辺慎一君。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） その部分に関しては聞いてはおりませんが、今のところ申し込みは少な目、平成31年度からは、今年度の分でございまして、申し込みは多くなると思います。

○議長（猪股文彦君） 上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） 私は、小規模農家への支援策等、その辺の検討とかはされているのか、もしされていなければ執行部のほうにその小規模農家への支援策等の検討も含めてお願いしていただきたいかなと考えております。それは、なぜかといいますと借金といいますか、資金融資を受けることのできるほどの農家、それだけの力をもって支援していただきたいと言えりような農家が多いかということ、そうではないと思っております。小規模農家がいろいろな形で小さいながらも頑張っている、しかしながら通常では考えられない異常気象によって被害等が出てきている、そういうようなところも鑑みて今後支援策を検討していただきたいと要望しまして質疑を終わらせていただきます。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第115号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第115号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第112号及び議案第115号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、荒井眞理さん。

〔市民厚生常任委員長 荒井眞理君登壇〕

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） 市民厚生常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告いたします。

議案第116号 平成30年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成30年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億9,339万6,000円を追加するものであります。主な内容は、平成30年度の介護給付等の実績見込みに基づく保険給付費及び地域支援事業費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第118号 平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ472万3,000円を追加するものであります。主な内容は、入所者の増加に伴う介護サービス費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第122号 平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本案は、平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ18万5,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の職員給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第123号 平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ9万3,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の職員給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第124号 平成30年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。本案は、平成30年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ50万1,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の職員給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第126号 平成30年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成30年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ111万6,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の職員給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第127号 平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）について。本案は、平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ102万2,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の職員給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第128号 平成30年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本案は、平成30年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的支出の予定額に128万4,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の職員給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額及び人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第9号 市有温泉存続に係る財政支援についての陳情。本陳情は、温泉による魅力的な島づくりを官民が連携して取り組むため、佐渡市温泉活性化協議会を設置し、温泉資源を活用した取り組みを実施し

てきたところであるが、その効果は限定的であり、経営への改善効果がほとんどなく、施設の閉鎖も避けられないという危機的な状況にあることから、温泉施設の存続のため、早急に市の安定的な財政支援を求めめるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。なお、本陳情は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

○議長（猪股文彦君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより陳情第9号、市有温泉存続に係る財政支援についての陳情に関する委員長質疑に入ります。
中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○19番（中川直美君） まず、発言通告書の質疑事件のところで「私有温泉」の「私」が間違っておりました。私の打ち間違いなので、訂正しておいてください。

健康保養センター、市の市有温泉については、歴代の市政の中でもなかなか決断ができなくて来ていたものでありますが、今回のこの陳情は、市の温泉施設を無償貸与している3施設の運営事業者から出されたものであり、要約をすれば、先ほど委員長報告にもありましたが、現状のままでは運営できないので、行政として運営できるように支援、補助金を出すべきだというふうな内容だと思います。もともと温泉施設について議会の中では健康増進のために公的にやるべきという意見と、こんなものは市がやるべきでないという意見が分かれているものでありますが、平成29年には三浦市政で5つの施設を、1つは民間企業、団体で運営すること、2つ目には運営は原則公募、3つ目は収益、損失の穴埋め、運営補助は行わないなどの基本方針を立てて臨んできたものでありますが、これらについて執行部の動向も踏まえての判断かと思うが、どのように判断をしたのか。ご承知だと思うのですが、この団体は恐らくこの陳情以前に市にも4項目の要望書を出して既に回答ももらっているというふうに私は仄聞しておりますが、その辺も含めてどのような判断をした結果なのか。

2つ目。平成29年、この市有温泉を、例えば今まだ再開はされていませんが、相川健康増進センターワイドブルーあいかわとか、金井も、あれは温泉ではないというか、事実上温泉として民間譲渡しました。これらとの公平性についてどのように考えているものなのか、答弁を願いたいというふうに思います。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 当委員会としましては、温泉入浴施設についての三浦市政の考え方は、市民の健康、交流と観光に寄与するものとして、市民の力をかりながら補助金を出し、存続させているものと理解しています。それにもかかわらず財政支援の陳情が出されたことは、前市長と現市長の補助金支援の考え方は異なっており、インセンティブを持たせた事業支援を行いたいとの方針のもと出されてきた支援のあり方でした。しかし、これでは運営事業として続けられない現状があるということを私どもは理解いたしました。委員会としましては、昨今超高齢社会、そして市内でひとり暮らしの市民がふえる中、市民の健康を守るために民間事業者の裁量でやるというのは市民の健康づくりとしてふさわしくない。むしろここは佐渡市が改めて主体的に方針を打ち出し、そこに財政的支援を行うべきと判断しました。

2つ目については、温泉施設を貸与されている事業者と譲渡を受けた事業者では前者の貸与されている事業者が優遇されている現状はあります。その現状が公平性を欠くことは問題であると。これは、温泉活

性化協議会が立ち上がる当初から当委員会として指摘し続けております。ですから、本陳情の3団体のみを対象にしてさらなる補助金の上積みをするをよしとして判断してはおりません。市は、市民の健康づくりと健康を守ること、これがどのような施設であるかにかかわらず公平に考えるべきものと考えております。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） 通告には明確に書いていなかったもので、先ほど言ったように市にも恐らく4項目だけの要望書が出されて、そういったことも加味してこの結論を出したと思うのだけれども、どうなのかということがもしあるならお答え願いたい。今回の陳情書を見てもわかるように、補助金には大変厳しい委員長であるというのは私は承知をしているところではありますが、例えば今回の陳情書の中に補助金のことについて「労多くの割には実にならない、イベント自体が目的化しています」というふうに書いてあります。ご承知のように、平成29年度にやった補助金の適正化、いわゆる藤木副市長通達もあるのですが、温泉活性化協議会活動事業補助金交付要綱を見ますと補助対象経費は10分の10です、100%。そして、何が出せるかというのも別表第1にあるのだけれども、賃金、報酬、ありとあらゆるものに出せる、10分の10ですから。そういうようなことも含めてどうなのだろうかということでございます。

もう一つは、公平性の問題です。今ほどの答弁ですと、民間に譲渡した人にも優遇しているのだからというけれども、何かそんなふうには聞こえたのですが、譲渡した民間業者でも、決して優遇の仕方も、優遇というか、ばらばらな条件だったと私は思っているのです。金井については、あれは温泉ではないとして譲渡していますし。

〔「温泉だよ」「温泉だ」と呼ぶ者あり〕

○19番（中川直美君） いや、市はそう言っているのだ、温泉ではないと。ワイドブルーあいかわについては温泉としてやっている。そういうところにおいて、いろいろばらつきがあると。一番大事なものは公平性だと思うのです。今の市長の方針の根底にあったのは、幾つもあると成り立たないから減らすのだと言って、私は採算性のあるところを残すのだらうと思ったら、その採算性の理由もはっきりしないまま3つの温泉にしてきたという私は経過があると思っっているのですが、その公平性は議会としては一番大切にしなければならぬ問題だというふうに私は思っているのです。ですから、市に要望書があって、どんな方向なのか、そして事実上10分の10という温泉活性化協議会への補助金、2,700万円余りでしょう、全体の補助金でいうと、特殊な補助金で。補助金通達があったにもかかわらず特殊な補助金だったというあたりも含めて、どのように審査をされたのかお答え願いたい。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） まず、譲渡団体と、それから施設を貸与している団体について、同じように補助金が出ているという理解は当委員会にはありません。先ほどの答弁がそのように聞こえたとしたら、それは違うということを訂正しておきます。

それから、10分の10の補助金がおかしいということは私も認識はしておりますけれども、当委員会ではその中身までは今回審査をしておりません。ただ、もしそういうことが起きるとすれば、やっぱり佐渡市としての主体性というのはやはりどこにあるのかということがぶれてはいけないというのが当委員会の意

見でして、そのことは一番誰もが関心があり、また佐渡市として義務があるのはやはり市民の健康を守ることだということで、それを軸にすることが今後の公平な補助金支出、財政支援になるという考え方で。幾つの団体をこの後入浴施設、あるいは温泉として残したらいいのかということについては、今回は特に審査や議論をするものではないと考えて、そこまではしておりません。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） 後段の公平性の観点からいいます。なぜ民間譲渡したかというのは、先ほど私第1質問で言いましたが、企業や団体で運営すること、運営は原則公募、そして収益、損失の穴埋めはしないという前提のもとで民間にやったのです。その根底が崩れるということになると、厚生労働省自身が団塊世代のジュニアを対象にした健康寿命をやれということになっていますから、健康増進することは体育館を残すことも含めて私は必要だと思いますが、それには賛成なのですが、公平性の担保というのが極めて難しいと私は思うのです。これやっていないのだろうと思いますが、温泉活性化協議会も当初は3団体でスタートしましたが、温泉を持っている旅館とかいろんな施設も入って11団体だけになっているのでしょうか。公平性を保つということになると、この陳情書が言っているように労多くの割には実にならない補助金をふやして行って、ほかのところも温泉活性化協議会に入ったら配分するような方向にしか私は見えてこないというふうに思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） この市民厚生常任委員会になる前の委員会で温泉活性化協議会が発足するときどのような形でこれが機能するののかという審査をしたときに、その前にありました、まず市民への補助、市民が温泉、入浴施設に行きやすくするための補助はやらないということで新たに仕切り直しをされましたけれども、温泉施設に直接支援をするのか、あるいは市民に対して支援をするのかということにも線引きはあると思います。佐渡市もいろいろな知恵がかつてにもありましたし、これからもさまざまな知恵を絞ることで施設に対する公平性を担保しながら市民の健康に寄与する、そのような方策が生み出されるものと期待しております。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で陳情第9号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより陳情第9号 市有温泉存続に係る財政支援についての陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり採択されました。

次に、ただいま議決いたしました陳情第9号を除く市民厚生常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

渡辺産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 渡辺慎一君登壇〕

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告いたします。

議案第109号 佐渡金銀山ガイダンス施設の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、今年度中に完成する佐渡金銀山ガイダンス施設の管理運営に必要な条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。運営に当たっては、関連施設との営業時間や時期を考慮した柔軟な対応を求める。また、佐渡金銀山のガイダンスのみに特化せず、佐渡観光の拠点となるような取り組みを充実させること。さらに、条例では指定管理の規定も盛り込まれているが、指定管理に出すことが適正な施設であるのか十分な検証を行うこと。

議案第113号 二級河川の指定の変更について。本案は、新潟県が管理する2級河川西三川川を現在の指定水系から変更することを新潟県知事に対し、異議がない旨意見を述べることについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第117号 平成30年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成30年度佐渡市下水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ4,400万円を減額するものであります。主な内容は、下水道管理費の減額及び下水道建設事業の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第119号 平成30年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本案は、平成30年度佐渡市水道事業会計予算について、資本的収支では収入の予定額に60万円を、支出の予定額に1,000万円を追加するものであります。主な内容は、配水管等敷設替事業の増額及び市道関連仮設水管橋工事に係る一連の工事のために、平成31年度から平成33年度までの3年間の債務負担行為を設定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第125号 平成30年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）について。本案は、平成30年度佐渡市下水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ40万1,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の職員給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第129号 平成30年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について。本案は、平成30年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的支出の予定額に83万2,000円を、資本的支出の予定額に12万5,000円

を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の職員給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第10号 農業農村整備事業予算確保についての陳情。本陳情は、農業農村整備事業が農業生産の基盤としての農業用水の安定的な確保と汎用耕地化により担い手の育成を推進し、生産性の向上及び経営の安定を図る必要があり、佐渡の農業を将来にわたって持続的に発展させていくために、佐渡市の補助金の割合を平成31年度以降も維持し、確実な予算の確保を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。なお、本陳情は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（猪股文彦君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 （決算審査特別委員会付託案件）

議案第94号から議案第107号まで

○議長（猪股文彦君） 日程第4、決算審査特別委員会に付託した案件についてを議題といたします。

決算審査特別委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、金田淳一君。

〔決算審査特別委員長 金田淳一君登壇〕

○決算審査特別委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第94号 平成29年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成29年度佐渡市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する主な事項は次のとおりであります。

指摘事項。1、災害に対する組織体制について。当該年度は、部制を含めた組織改革を実施した年度であり、豪雨、台風、寒波などの自然災害が多発した年度でもある。特に平成30年1月に起きた最強寒波による長期間の漏水は、初動の遅れが全ての対応に影響し、約4割に当たる1万656世帯が断水に陥り、物資の支給も著しく後手に回った。この災害が自衛隊を要請する事態へとつながり、全国ニュースのトップとして数日間報道された。これらは、危機管理意識や防災行動計画の欠如によるものである。この事態の検証と総括を各方面で行い、今後の教訓とすべきであるが、総括していなかったことは極めて残念である。本災害の反省を生かし、発災後の対策本部における市長、副市長、教育長による指揮命令系統、部間及び

部内の課同士及び地域自主防災組織との連携強化を含めて危機管理体制の構築を強く望む。

2、コンプライアンスの意識醸成について。不祥事の連鎖に歯どめがかからず、当該年度には職員が逮捕されるという極めて不名誉な事態が起きてしまった。職員自身の責任によるところが大きいことは確かであるが、事件が起きてしまった背景や原因の分析、検証を怠ってはならない。公務員としての基本意識の再確認から、全職員で取り組むべき課題であると指摘する。

3、特定有人国境離島特別措置法による政策について。地域社会維持推進交付金により、島民航路運賃や産品輸送コストの低廉化、観光支援、産業や雇用促進など効果の期待できる各種施策が国から提示された。この制度により一定の成果を得られたことは確認できたが、同じ制度を活用した他の国境離島の取り組みを調査、分析し、さらに前進しようとする姿勢が見られない。制度の難点を見つけ、国に対してさらなる支援を求める意気込みと離島間での連携強化を目指し、佐渡市が離島自治体のリーダーシップを発揮するような取り組みを求める。また、当該年度以前は、国からの派遣職員により離島に関する有益な情報を先立って多く入手することができ、いち早く政策に生かされていたと史料する。したがって、国へ職員の派遣を要請すべきである。

4、補助金の適正化について。異例の個別外部監査により出た結果に基づき、当該年度は補助金等適正化の推進と体制の指針を示し、対策を進めた初年度であった。しかし、当該年度の会計閉鎖後に透明性を確保するための情報公開や検証が実行されていないことはまことに遺憾であり、予算を費やした個別外部監査のあり方も問われる事態である。また、個別外部監査の結果及び指針に照らし合わせた結果、問題がある新規補助金も幾つか見られた。財源は、市民の血税であることを肝に銘じ、定められた基準に基づき、補助金の適正化に向けて取り組むべきである。

5、市有財産の管理及び指定管理について。ビューさわの指定管理において、直営のほうが安価になることが明らかにされたが、これは指定管理等の委託業務における評価及び検証が実施されていなかったものと思料され、佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第16条の規定に反している。よって、適正に評価及び検証を行うこと。また、委託についても慣例で継続することなく、再評価及び検証を繰り返しながら行うべきである。

6、事業の進捗状況について。全体的に事業終了後の検証と総括が実施されていないと感じられる。過去3年をベースにした数字での比較や他市の状況など効果の検証が着実に実行され、翌年度の事業形成に生かされる組み立てが行われるように意識の醸成を図ること。

7、情報発信について。類似するホームページについては集約化を進めること。

8、総務部、(1)、総務課、①、職員研修経費について。行政運営に必要な資格を適切に把握すると同時に、水道技術管理者や1級建築士など資格保有者が減少している状況を鑑み、必要な資格取得に向けて積極的に推奨し、人材育成を推進すべきである。②、広報活動事業について。2月に変更されたアウトソーシング推進計画において、導入目標時期が未定だった広報紙作製業務が平成31年度からのアウトソーシング推進対象事業となった。広報は、行政と市民を結ぶ大事な事業であるため、アウトソーシングについては慎重に検討すべきである。

(2)、防災管財課、①、財産管理事業について。旧深浦小学校校舎、体育館等の貸し付けは事業収入が発生しており、市有財産無償貸付契約書第9条第2項の契約内容に違反しているものと思料する。これ

は、当該年度の総務常任委員会から指摘されているにもかかわらず、改善されていないため、早急かつ適正な対処を求める。また、貸し付けしている財産を改めて精査すべきである。

9、企画財政部、(1)、企画課、①、行政改革推進事業について。行政改革については、公共施設等総合管理計画や将来ビジョンに基づき進められるべきであるが、その方向性に統一感が見られない。行政改革推進本部の確固とした方針と対応策を示した上で市民への説明責任を果たし、総論賛成や各論反対からの脱却を進めるべきである。

②、合併特例債事業について。平成28年6月時点での合併特例債予定事業計画について、佐渡中央文化会館の改修や両津文化会館の解体、新穂・真野・小木体育館の解体に係る事業が平成30年度に予定されていたことが判明したが、事前に議会側に説明されなかったことが12月定例会での混乱の一因である。市政にかかわる重要問題は、積極的に情報提供することを強く求める。

(2)、財政課、①、財政健全化について。財政力指数の低下に歯どめがかからず、経常収支比率が高くなり、財政の硬直化が懸念される。よって、平成31年度に策定予定の将来ビジョンでの経済振興策及び財政計画を早期に策定し、健全な財政を維持する方向性を示すべきである。

②、予算の適正な執行について。災害対応や起債償還及び財源不足などにより、財政調整基金や減債基金等の減少が進んでいる。予算編成に当たっては、基金の取り崩しは計画的に進め、事務事業について精査、検証の徹底を求める。また、不用額の精査を行い、過剰な予算の確保を防ぎ、不足する場合は補正予算で対応することを求める。

③、入札及び契約制度の適正化について。市契約状況調べによると、少額適応契約を除く随意契約が894件で60.4%に及んでいる。また、1社による発注契約件数のうち、建設コンサルタントを除く委託料が705件中519件を占めている。随意契約によることの妥当性を明確に示し、契約の正当性を確保すべきと料するため、市民が納得できる入札や契約制度の検討を求める。④、市内経済の循環促進について。市内に資金が循環する仕組みの一つとして消耗品等物品の購入や印刷製本などを市内事業者へ優先的に発注し、市外に流出する資金を少しでも食い止められるよう全庁を挙げた対策を求める。

10、市民福祉部、(1)、市民生活課、①、母子保健事業について。幼児歯科検診の受診率がこの数年で低下していることから、幼児期から健康な歯の重要性を意識づける上でも受診率を100%に近づけるよう推進すること。

②、温泉管理運営事業について。市内入浴施設の修繕費として4施設に2,037万9,336円を支出しているが、全ての施設が経営に苦慮している。ワイドブルーあいかわには、工事費の前払い金を支払いながらいまだに営業が再開されていない。市の責任として温泉施設のあり方を明確にすることを強く求める。

③、温泉・地域活性化事業について。本事業は、市が温泉活性化協議会や各温泉施設事業者へ高率な補助を行い、集客を図ることで経営の安定を狙ったものであるが、実態は観光客誘致を狙った広告費や旅費、イベント経費の支出が大半を占めており、集客につながっているとは言いがたい。収支改善に最も貢献したのは、日帰り客の入湯税免除による収入増である。また、費用対効果の検証もできていないことから、補助金の適正な執行にはほど遠いものと思料する。よって、抜本的な事業の見直しを求める。

④、医療・介護・福祉の人財育成事業について。平成29年度末における医療技術者奨学金の債権は20人、4,523万1,000円に及ぶ。薬剤師や看護師等資格取得後の市内就職が実現するよう、市長や副市長が自ら積

極的に関係機関へ働きかけるなど踏み込んだ対応を求める。

(2)、社会福祉課、①、生活困窮者自立支援事業について。本事業は、相談支援件数が年々増加し、その成果が認められてきている。自立相談支援や家計相談、学習相談支援などを通じて生活保護に陥らせない自立した生活を継続できる制度の構築を求める。

②、障害福祉施設等整備事業について。障害者のグループホーム整備については、市内医療機関の現状を鑑み、計画的な整備の促進を求める。

(3)、子ども若者課、①、公立保育所運営事業及びへき地保育所運営費事業について。公立保育園や幼稚園における保育士の比率は、正規職員1人に対し、非正規職員2人の状態になっている。正規職員としての採用を計画的に促進することを強く求める。

②、児童館・学童保育運営事業について。児童クラブへの入所希望者が増加しているが、一部の施設では年齢による受け入れの制限を実施している。入所希望者の受け入れが可能となるよう、施設及び体制の拡充に努めるよう求める。

(4)、高齢福祉課、医療・介護・福祉の人財育成事業について。本事業のうち、資格取得助成補助については25人の利用により、14人が介護施設への就業定着につながっている。しかし、就業支援及び定着支援事業については実績がないことから、制度の周知徹底とニーズに合った制度構築を求める。

(5)、環境対策課、新エネルギー導入事業について。佐渡市は、発電の9割以上を化石燃料に頼っている現状から、環境の島を標榜しているにもかかわらず取り組みが進んでいない。市の方針を明確にした上で、真に環境の島と言えるよう自然エネルギーを活用した事業展開を進めること。

11、産業観光部、(1)、世界遺産推進課、文化財管理事業について。佐渡市指定文化財の保存が適切に実施されていない。年次計画を策定し、保存管理を行い、他の分野にも活用するべきである。

(2)、地域振興課、①、佐渡ふるさと島づくり寄附金事業について。ふるさと納税の実績は、前年比で3,513万6,252円の減となっている。活用コースと返礼品の再吟味を行い、寄附金の増額を進められたい。また、寄附金の使途についても明確な基準を定めるよう求める。

②、交流居住・定住促進対策事業について。佐渡情報誌編集発行委託について、4月に突然内容が変更され、年度内に減額補正も行わず、不用額となってしまったことはまことに遺憾である。さどまる倶楽部の運営も含めて改善を求める。

③、地域の活力再生事業について(大学等と連携した地域活性化実証事業)。元気で魅力的な地域づくりを推進するために実施する事業であり、補助の中心は島内2次交通への支援である。佐渡を訪問する大学を20件程度と業務委託仕様書で示しながら実際は11団体にとどまり、委託料の残額が報告会の旅費と印刷製本費に費やされている。また、事業の目的である長期的な活動の定義が曖昧であり、成果が見えない。学生の活動内容の精査を求めるとともに、事業費の妥当性を検証し、魅力的な地域づくりのために事業を見直すべきである。

④、地域の活力再生事業について(地域おこし協力隊起業支援補助金)。地域おこし協力隊が退任した後の起業について支援するものであるが、起業に至らない場合でも退任後3年間の定住により補助金返還が不要になる要綱で、事業目的と合致していないため、要綱の見直しを求める。

⑤、創業・事業拡大等支援事業について。地域社会維持推進交付金による雇用拡充事業は、4件の創業

と13件の事業拡大につながったが、雇用者数は37人とどまっている。他の離島の取り組みを参考にし、本土からの需要確保や本土企業による投資事業を呼び込むなど、さらなる取り組みを求める。

(3)、交通政策課、①、航路運賃低廉化事業について。航路運賃低廉化交付金により佐渡汽船株式会社の収益は大きくなり、経営改善につながっているはずである。乗客へのさらなるサービス向上と利便性確保を求めるべきである。

②、空港対策事業について。新潟空港新潟港ターミナルアクセス改善事業におけるミニライナーの利用者は、1日当たり9.1人、1台当たり1.1人であった。不振の原因を精査し、利用者向上に努めるべきである。

(4)、農林水産課・農業政策課、海上輸送費支援事業及び輸送コスト低廉化事業について。島外との価格差による不利な条件をなくし、佐渡製品の販売促進には強力な施策である。移出入品の品目数が限定されているため、対象となる品目数の拡大を国に働きかけるとともに、事業者に対して周知を徹底し、最大限活用するよう対策を進めること。

(5)、農林水産課、離島漁業再生支援事業について。本事業は、生産や流通において不利な条件下にある離島の漁業振興を目指すものであるが、新規就業者が1人と実績が乏しい結果となった。本事業のさらなる周知とともに、新規就業の課題把握と漁船リース等の支援にとどまらない生活支援を含めた市独自の補助事業を検討すること。

(6)、農業政策課、①、集落営農・担い手支援事業について。ア、新規就農につながった人数が6人で、そのうち1ターン3人は少ないと思われる。若者が農業に目を向けている情勢もあるので、県と連携し、積極的に周知して人材の確保に努めること。イ、農業次世代人材投資資金（経営開始型）が支援される5年が終わると生活ができず、離農につながると思料する。5年の期間を十分に活用し、定着できるよう計画を綿密に立て、十分な指導を行うこと。ウ、中長期的な農業経営ビジョン策定に向けた意見交換会を行っているが、当該年度中に策定することを施政方針で市民に示しているにもかかわらず、策定できなかったことを反省するとともに、早急な策定を求める。

②、販売網構築事業について。朱鷺と暮らす郷認証米の取り扱い米穀店が290店舗と、一昨年と比較して36店舗も減少している。販売量の減少につながらないよう対策を強化すること。

(7)、観光振興課、①、滞在型観光促進事業について。ア、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金による滞在型観光促進事業は、約2億円を予算化した大型プロジェクトであった。しかし、滞在型個人旅行については計画していた1万人の集客には遠く及ばず、約2,500人とどまったことは、企画にさまざまな問題があったと指摘せざるを得ない。その検証を図ることで隠れた佐渡の魅力を発信することにつながるべきである。イ、観光推進事業補助金については、一般社団法人佐渡観光協会などに対する市負担がほぼ100%であり、中でも地域の魅力向上支援事業など一部の事業においてほとんどが備品購入に費やされている。この備品が今後の観光推進に寄与できるか懐疑的であり、活用の徹底を関係機関に指導するとともに、その状況について市が毎年チェックを行うべきである。

②、ターゲット別戦略構築事業について。毎年多額の費用をかけてデータ分析調査を行っているが、調査結果をもとにした政策や事業に反映されていないため、関係機関と情報を共有し、成果に結びつくよう展開すること。

③、通年観光推進事業について。冬期旅行推進調査委託料については、3年を経過し、事業が定着してきている。旅行者負担の増額も考慮しながら冬期観光の魅力を広く周知すべきである。一方で、誘客数に比べ多くの費用がかかっているため、事業の再構築も含めた検討を求める。

④、(緑明)佐和田海岸マリンスポーツ拠点整備事業(経済対策)について。佐和田海岸の栈橋及び海の家を整備することにより、観光動向に合った通年利用可能なマリンスポーツの拠点とすることを目的とした事業であるが、展望が見えない。本事業は、地方創生交付金の活用で重要業績評価指数として結果が求められる。評価によっては、今後の当市への交付金の採択にも影響しかねないため、委託業者との協議を行い、早急な立て直しが必要であると思料する。

12、建設部、建設課、住環境整備支援事業について。市内の経済効果を生み出している事業であるため、継続事業として取り組むことを検討すること。

13、教育委員会。(1)、新制度による教育委員会について。現在の教育長が就任して新制度による教育委員会の体制となったが、従来どおりで変わっていないと思料する。社会教育施設の廃止や解体の方針については、社会教育委員からの提言があったにもかかわらず予算を提案したことは、新教育委員会の趣旨に合致しないものである。学校教育及び社会教育は、教育的見地が貫かれるべきである。したがって、社会教育委員との意見交換を密にして事業推進を図ること。

(2)、学校教育課、①、文化・体育活動費補助事業について。児童生徒の島外での文化、体育活動の遠征費における保護者負担について、離島振興法や特定有人国境離島特別措置法では本土との離島格差を埋める施策が進められていることから、同様の考えに基づいた施策を構築すること。

②、奨学金貸与事業について。市奨学金制度改正により、平成29年度末の市奨学金の債権は3億4,400万円、誘致校奨学金の債権は5,937万円に及んでいる。貸与者が就学を終えて佐渡での就職が促進されるよう、担当課と連携し、情報提供と支援を求める。

③、心の教育支援事業について。不登校児童生徒数増加に歯どめがかかっている。原因の分析と調査を重ね、改善に向かうよう、さらなる努力を求める。

④、小学校施設整備事業及び中学校施設整備事業について。防犯カメラの設置が一部の学校にとどまっている。児童生徒の安全確保のため、早急に整備すること。

(3)、社会教育課、①、公民館施設管理事業及び地域の拠点施設等整備支援事業(経済対策)並びに(緑明)地域の拠点施設等整備支援事業について。当事業により110施設で整備を完了しているが、緊急的修繕などの発生も予見されることから、小規模であっても定期的に予算が措置されることを求める。

②、ジオパーク推進事業について。昨年日本ジオパーク認定更新審査において、2年での改善を求められていることから、認定を取り消されないための対策を講じ、積極的に市民参加と広報活動に取り組むこと。

③、体育施設管理事業について。市営平スキー場運営について、安全の確保を求めるとともに、利用客の増加につなげる対策を行い、収支の改善に向けた努力を求める。

④、社会教育施設及び社会体育施設の管理について。文化活動やスポーツ活動の拠点となる公民館や博物館及び体育施設など、地域に応じた適正な配置を確保すること。

議案第95号 平成29年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成29年

度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。

議案第96号 平成29年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成29年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第97号 平成29年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成29年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第98号 平成29年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成29年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。下水道使用料の現年度滞納が件数、金額とも増加傾向であるので、徴収に向けて努力すること。

議案第99号 平成29年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成29年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第100号 平成29年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第101号 平成29年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について。以上の2議案は、平成29年度の各特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。歌代の里特別会計には、平成27年度から3年間で1億1,665万7,000円、すこやか両津特別会計には施設建設時の起債償還分を除いても3年間で3億7,632万2,000円が一般会計から繰入れられている。市財政の将来像を見据え、運営形態や方針について検討すること。

議案第102号 平成29年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第103号 平成29年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第104号 平成29年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第105号 平成29年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。以上4議案は、平成29年度における各財産区特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。各財産区を早期に廃止すること。

議案第106号 平成29年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、平成29年度佐渡市病院事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第107号 平成29年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、平成29年度佐渡市水道事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。1、硬度を示すカルシウム、マグネシウムの指数が100ミリグラムパーリットルを超える区域が7,277世帯、1万6,904人に及んでいる。生活の利便性に影響を与えていると思料されることから、軟水器設置補助などの対策を講じること。

2、年間有収率が毎年低下しているので、老朽管の更新等により対策を強化すること。

3、水道使用料の現年度滞納が件数、金額とも増加傾向であるので、徴収に向けて努力すること。

以上であります。

○議長（猪股文彦君） 以上で決算審査特別委員長の報告は終わりました。

ここで、昼食休憩といたします。

午前 11時46分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（猪股文彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第94号 平成29年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についてに関する委員長質疑に入ります。

質疑並びに答弁は、できるだけ簡潔にお願いいたします。

中村良夫君の質疑を許します。

中村良夫君。

○14番（中村良夫君） 決算審査特別委員長を始め、委員の皆様、大変ご苦労さまでした。

それでは、質疑に入ります。議案第94号 平成29年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についてで、指摘事項にある災害に対する組織体制についてであります。ことしの1月に起きた最強寒波による大規模断水、この大規模断水の原因と防止対策については、佐渡市は異常低温による大規模な水道管凍結で被害が拡大と認めています。行政としては、最低限責任者としての危機管理が問われる問題です。そこで、組織体制として部制もあり、それから2人の副市長もいて自衛隊を要請するまでの事態になったと。大規模断水についての検証と総括をしていなかったことは重大な問題です。再度言いますが、部制もあり、お二人の副市長もいて佐渡市は総括していないと。なぜ総括していなかったのか、このことについてお尋ねをします。

2点目は、佐渡市は、失礼ですけれども、慌ててこの薄っぺらな検証報告書を出しました。中身は、危機管理に触れていないと、このような中身です。それでよいのかどうか、お尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

金田決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（金田淳一君） それでは、中村議員の質疑にお答えをさせていただきます。

今回の決算審査については、各委員から質疑通告をいただきまして、その分野に限って議論をさせていただきました。今回の、ことし冬の大規模な漏水災害については、各委員から積極的な質疑や議論がなされたところでございます。上下水道課にその災害というふうなことになるってしまった要因について総括をどうしたのかという問い合わせをいたしましたが、宮島金沢大学教授による調査活動のレポートがその総

括に近いものであるという説明をまず受けました。総括をすることについての市長、副市長からの具体的な指示があったような確認はできておりません。

次に、防災管財課との連携も希薄であるとの感触を得たので、その後の防災管財課での審査において同様の質疑を行いました。現場を最も把握し、現地で対応していたのは上下水道課であり、防災管財課はスタッフも少なく、検証作業はできていないという説明でございました。まさしく縦割りの弊害であり、部と部との間の連携がおろそかであるということが確認されました。冬が間近に迫り、同じ失敗を繰り返さないための検証作業は必要であるという認識のもと、2名の副市長を総括質疑の形で当委員会に招致し、質疑を行いました。副市長は、総括する報告書を11月中の作成を指示しているというのがそのときの答弁でございましたが、手元に届いたのはつい先日になったということでございます。ご指摘のとおり危機管理について、あるいは市長、副市長と各部長の連携ですとか、そのあたりの危機管理体制については残念ながら不備があったのではないかというふうに思っております。

2番目の質問ですが、その報告書が出されたのは私たちの審査がほぼ終了していたときでございましたので、内容について深く突っ込んだ審査はしてございません。しかしながら、記載されているのは事実を羅列したことが多く、災害発生の時点で何をすべきであったのかとか、どこが不足であったとか、あるいは断水で影響を受けている、まさに市民が必要としている福祉的な側面ですとか、そのあたりの広い視野からの記述としては少ないものであるので、具体的な危機管理としての満足な対応とは言いにくいのではないかというふうに認識をしております。

○議長（猪股文彦君） 中村良夫君。

○14番（中村良夫君） 決算審査特別委員長の答弁の中に副市長という言葉が出ましたけれども、藤木副市長は防災管財課担当と、伊藤副市長は上下水道課担当、この2人の副市長は連携して職務を果たさなければならぬのですが、この大規模断水について総括していなかったことは、大変失礼ですけれども、この副市長2人体制の弊害ではないかと、こういうふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（猪股文彦君） 金田決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（金田淳一君） ご指摘の点は、委員会審査の中で議論をしております。

○議長（猪股文彦君） 中村良夫君。

○14番（中村良夫君） 最後ですけれども、答弁は要りませんけれども、報告書も大切なのですけれども、決算審査特別委員会でも指摘しているように、この佐渡市の災害に対する組織体制については部制もあり、今お話が出ましたお二人の副市長もいて大規模断水について総括していなかったと、このことが重大な問題です。繰り返しますけれども、部制もあって、お二人の副市長もいて大規模断水について総括していなかった、このことが重大な問題です。

以上で質疑を終わります。

○議長（猪股文彦君） 中村良夫君の質疑は終わりました。

次に、荒井眞理さんの質疑を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） まず、冒頭に決算審査特別委員会で鋭意審査された結果、たくさんの指摘される問

題が出てきたということを理解いたしました。それでさらに大きく8つについて質問させていただきたいと思えます。

まず、1つ目は補助金の適正化についてです。三浦市長は、さきの甲斐市長時代の補助金不正受給問題が次々に発覚する中、全てのうみを出すと宣言して、前市長自らはできない個別外部監査を立ち上げ、そのために240万円を費やしたわけですが、今般の決算審査のご意見では、その個別外部監査の結果及び指針に照らした結果、問題がある新規補助金も幾つか見られたとあります。これは、考えにくいご意見だと思えますが、どの程度の問題なのか、中身はどのようなものなのかご説明ください。

2つ目、事業の推進状況についてです。三浦市政は、行政のPDCA、計画、実行、検証、評価、再実行のサイクルの中で最も大事なものは検証だとしているはずですが、決算審査特別委員会のご意見には全体的に事業終了後の検証と総括が実施されていないとのこと指摘で、これは考えにくいご意見ですが、どういふ理由でこのようなご意見になったのでしょうか。検証と総括は義務であるにもかかわらず、それを果たさなかったことなのか、それとも制度化されていない問題なのか、一体何が原因なのでしょう。

3つ目です。行政改革推進事業について。行政改革推進事業が佐渡市公共施設等総合管理計画や佐渡市将来ビジョンとの方向性に統一感が見られないとの指摘ですが、それはどういうことですか。問題は、佐渡市公共施設等総合管理計画にあるのか、佐渡市将来ビジョンにあるのか、それとも行政改革推進本部にあるのか、あるいはそもそも計画をすり合わせて共有していないことが原因なのか、また指摘にあります総論賛成や各論反対からの脱却を進めるべきとありますが、これはどこのどのような問題を指しているのでしょうか。

次、4つ目は項目10の(1)の③、温泉・地域活性化事業について。決算審査特別委員会の指摘事項は、温泉活性化協議会が温泉施設事業者を通して行った事業は、協議会の目的に合致していないということの意味しているのでしょうか。そして、費用対効果の検証ができていないとありますが、これのできなかった理由は何でしょうか。

次、5つ目の質問です。項目11の(2)の②、交流居住・定住促進対策事業について。審査の結果明らかになったこととして、事業が突然内容変更されたとありますが、その理由は何ですか。また、減額補正されずに不用額となったとありますが、その原因は何でしょうか。

6つ目の質問です。滞在型観光促進事業の観光推進事業補助金についてです。佐渡観光協会に対する市の負担金がほぼ100%とありますが、昨年度から始まりました補助金適正化の流れの中では、負担金を市が100%出すというのにはあり得ない数字と理解しますが、この原因はどこにあったのでしょうか。

7つ目の質問です。これは、11の(7)の④、(線明)佐和田海岸マリンスポーツ拠点整備事業(経済対策)についてです。これは新規事業で、しかも国の事業にもかかわらず今後の展望が見えないという指摘はあり得ない事態ではないかと、それを指摘しているのではないかと思います。交付金申請のときの計画に照らして実行されていなかったということなのか、実態はどのようになっていたのでしょうか。

8つ目の質問です。項目13の(1)、新制度による教育委員会について。教育委員会は、社会教育委員からの提言があったにもかかわらず、提言を無視してという形で予算を提案したとされていますが、その理由は一体何だったのでしょうか。また、そのことについて総合教育会議の機能は発揮されなかったのでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

金田決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（金田淳一君） たくさん質問をいただきましたので、できる範囲でお答えさせていただきたいと思います。

昨年1月に報告された個別外部監査によりますと、ルールの確立、補助金体系の整備、ビジョンの明確化、数値目標、終期及び検証手続の設定が必要、補助金等交付チェックリストの補充、見積書審査のルール、スケジュールに関するルールということで指摘をされております。これに基づきまして平成29年4月3日付で藤木副市長名で発出された「佐渡市補助金等交付規準の制定について（通知）」によると、「公平、明瞭、透明な補助金行政を目指すこと」となっています。補助率の定めとして「補助対象経費の2分の1を超えないものとする」ことになっているにもかかわらず、審査の中で10分の10以内を定めている要綱もあり、自らが定めた基準を超えているものが見受けられました。また、補助対象経費については特にというところで「人件費、謝金、旅費、交際費、食糧費、備品購入費、財産購入費を補助対象とする場合は、特段の注意を払い、補助の目的を達成するために真に必要な経費に限ること」と定めているにもかかわらず、疑問符がついてしまう事例があったということを確認しているところでございます。

2番の事業の推進状況ですが、PDCAサイクルをしっかりと回すことで確実な事業運営につながると思われますが、例えば温泉資源活用地域振興事業補助金ですとか佐和田海岸マリンスポーツ拠点整備事業など、結果として検証できていない事例が確認されました。この1月の大規模漏水事故についても災害とも表現される事態となっていました。その検証や総括がおろそかになっていることはあってはならないことだということでこのような意見をつけさせていただきました。

3番の行政改革推進事業についてですが、行政改革については佐渡市将来ビジョンでも佐渡市公共施設等総合管理計画でも述べておりますけれども、体育館廃止等については集中改革プランにのっとり進めるということになっております。しかしながら、スキー場は廃止方針から一転してチェアリフトを新設するなど、ちぐはぐな対応が確認されております。推進本部の確固とした意思が確認できないということでございます。行政改革推進の部署であった行政改革課がなくなったことも一因と思われれますが、大きな方向性を定めながら現実の対応として逆の方向に向かうこと、こういうことを例に捉えて総論賛成、各論反対という言葉を使わせていただきました。

次の4番の温泉・地域活性化事業ですが、温泉活性化協議会の事業は健康、交流、観光をモットーとして集客増を狙っております。残念ながらその実績が伴っているとは確認できておりません。ホームページやプロモーションビデオなどを用いた広報活動について、その因果関係についてもしっかりと確認できておりません。また、事業者への補助により実施されているイベントについても、その事業が具体的に何名の誘客につながったのかがカウントできていません。したがって、成果の検証ができていないというふうに記述をさせていただきました。

5番の交流居住・定住促進対策事業についてです。審査の中で不用額の調査の中からわかったことでございますけれども、突然内容が変更されたということにつきましては、しっかりとした確認はできておりませんが、従前の情報誌「シマイル」については移住、定住を位置づけ、内容も移住者の体験談が

多かった。交流人口拡大を目的としたさどまる倶楽部に向けたさどまる通信に変更されたというふうに説明は受けております。平成29年3月で説明され、議決された事業である情報誌「シマイル」の作成が翌月には全く別のさどまる通信に変更されたものということになります。本来であれば、その後の議会の中でその説明とともに減額補正を実施すべきであったというふうに思いますが、説明員からは失念をしていたということでした。

次に、滞在型観光促進事業ですが、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金による事業でございます。集客に向けて着地型観光のツアー造成に使用する備品の確保に向けたものですが、補助率は10分の10以内で1年間限定の要綱となっています。数百万円の事業費のうち、佐渡観光協会等の自己負担金は数百円にとどまり、補助とはなかなか言いにくい現実がわかりました。これについては、所管官庁である内閣府とも協議の上との説明でございますが、備品をせっかく購入していながら当該年度の実施回数ですとか集客が不十分であったということは否めない事実だと思います。佐渡観光協会の自己負担金が少ないということがかえって事業の推進への意欲減退につながったのではないかとこのように思っております。

7番の佐和田海岸マリンスポーツ拠点整備事業について。これは、質疑で指摘されたとおり国のまち・ひと・しごと創生事業による交付金を財源としているものでございます。事業は、ハード部門の棧橋整備と海の家改修、それから備品の購入となっております。年度末ぎりぎりの3月になって完了した事業となっております。しかし、その施設を整備した後の活用策が明確でないために展望が見えないと表現したものです。シーカヤック、SUPと言われるボートなどの備品購入やインストラクター養成の結果も報告されていますが、平成30年度以降の活用策がはっきりしていないので、早急な対応を求めたものです。

8番の新制度による教育委員会についてですが、社会教育委員からは体育館などの社会教育施設等の廃止、解体について、地域や利用者の意見に耳を傾けるようにとの指摘がありました。しかしながら、廃止、解体の予算が12月議会に提案されたことは、この記載内容で述べさせていただいたところでございます。予算が提案された理由については、行政改革のほうを優先したということが想像されますが、詳細についてはわかりません。また、総合教育会議での議論については確認をしてございません。

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） 荒井さんの2回目の質問を許します。

荒井真理さん。

○7番（荒井真理君） まず、補助金の適正化については、昨年藤木副市長の名前で発出された補助金適正化に向けたルールをもって仕切り直したにもかかわらず、その初年度から公平、明瞭、透明の理念が全く浸透しなかったところか、複数の事業の実績から補助金執行の実態が何も変わっていないことが明らかになったということがわかりました。これは、トップのリーダーシップが大きく問われていることだと思います。詳細については、各事業の再質問の中でさせていただきます。

再質問、具体的には項目6の事業の推進状況についてですが、総括と検証が最も必要な事業の一つとして災害対応があると思います。昨年冬の大寒波と大規模断水の総括と検証がなされていなかったことはわかりましたが、ことしの10月に発覚した平成29年度の支払遅延事件についてはどう審査されましたか。これも災害現場の復旧に係る大変大きなミスでしたが、その部署に応援体制がなく、組織として機能せず、結果として1人の職員に負担がかかったと理解していますが、この支払遅延事件の審査はどのように行わ

れたのでしょうか。

次に、項目9の(1)の①、行政改革推進事業についてです。行政改革課がなくなったことがマイナスになっているとの理解をいたしました。この行政改革推進本部が確固とした方針と対応策を示すことで行政改革推進事業は健全に進むと、そう判断しておられるのでしょうか。私はそれでは甘い気がします。それ以前に佐渡市公共施設等総合管理計画とその進捗ぐあいや佐渡市将来ビジョンの最上位計画としての存在が軽視されていることに問題があるように思いますが、これらの計画やビジョンそのものには問題はなかったのでしょうか。

次に、項目10の(1)の③、温泉・地域活性化事業についてです。本来の3つのモットー、健康、交流、観光に照らすと観光のインバウンドに偏った支出が多かったということでしょうか。支出の中身は偏っていたのでしょうか。補助金の出し方の実態はどうだったのか、お伺いします。

次に、項目11の(2)の②、交流居住・定住促進対策事業についてです。この突如内容が変更されたとの指摘に当たることが不用額の中から発見された事実というのは非常に遺憾だと思いました。また、これを執行部が説明を失念していたということも遺憾だと思いました。突然内容が変更された理由が確認できないというのは、また審査として成立していなかったということだと思えますが、行政のPDCAの戦略の流れから考えても、議会で議決された直後の変更ということから考えても、理由が確認できない突然の変更は行政自身の自殺行為とも言え、あり得ないことだと思えます。しかし、もし情報誌「シマイル」が不適正なものだったとすれば、全く別のものに変更されることは理解の範囲だと思えます。問題は、決算審査特別委員会で理由の確認ができなかったということですが、何が原因だったのでしょうか。

次の質問は、項目11の(7)の④、佐和田海岸マリンスポーツ拠点整備事業に係ることですが、地方創生事業という国からの交付金で建物は改修した、物は買ったが、マリンスポーツ拠点として機能していないというのは、かつて大事件になったビッグフィッシャー事件の補助金返還にも等しい危うさを感じます。インストラクター養成費まで出したなら、購入したものなどの活用の計画も佐渡市で認めているものがあるって当然と思われそうですが、どう審査されましたか。

2回目の質問を以上で終わります。

○議長(猪股文彦君) 答弁を許します。

金田決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長(金田淳一君) では、2回目の説明をさせていただきます。

支払遅延に関するお問い合わせがございましたが、5月に議員全員協議会等で報告された支払遅延の事件がございましたが、これについては当委員会の中で当初は積極的に審査をしておりませんでした。その後、審査の後半で農林水産課に係る支払遅延ということが報告され、追加で審査を行いました。5月のときには環境対策課のし尿処理の運搬業務と一般廃棄物最終処分場の周辺地域補償料について支払遅延がありまして、そういうことで再発防止策として「職員個人に対する契約遵守の位置付けを再徹底する必要がありますが、まずは職務上の信頼関係を構築するために、係内ミーティングを徹底し、コミュニケーションを図るとともに、常に係において業務のスケジュール管理を徹底する」ということが示されておりました。そんな中で10月になって、今度は10月26日から11月5日にかけての台風21号による緊急対応で林道等の整備といいますか、作業委託業務について支払遅延が発生し、会計の出納閉鎖後になってしまった事案

もありまして、損害賠償という形になってしまったということの説明がありました。このときも再発防止策として職員個人に対する契約遵守の意識づけを再徹底し、再発防止を図るというふうに説明をされておりますが、やはりこのようなことがあってはならないということで、コンプライアンスを守ることが非常に重要だということで当委員会では審査をしております。

次の質問ですが、行政改革推進事業ですが、佐渡市公共施設等総合管理計画ですとか佐渡市将来ビジョンにしっかりと行政改革の方向性は定められておりますが、議員はそれでは甘いような気がしますというふうなご指摘でしたけれども、そのことをしっかり計画に基づいて確固たる姿勢で取り組むのがなかなか難しい行政改革を進める意味では大事な視点であるというふうに思っておりますので、計画について問題があったということは議論しておりません。

次に、温泉・地域活性化事業ですが、この温泉活性化協議会の事業については10分の10の補助率で支援をされております。観光インバウンドに偏った支出というふうなご指摘ございましたけれども、平成29年度の決算書を拝見いたしますと、広告宣伝費、プロモーションビデオの制作費や温泉活性化協議会のポスターの印刷費などを含めたデザイン制作費、あるいははっぴ等の備品購入費、ポスター、チラシの印刷製本費、あるいは入浴指導員受講料や旅費等の研修費とかの部分の支出が多くを占めております。それゆえ外部の集客に向けた支出が多いということで確認をしております。それが実際佐渡の温泉にどれだけの来客があったかということが確認できないということで、報告書に記載されたようなことになっているというふうに考えております。補助率については、その他の事業についても入浴送迎の支援事業については5分の4の支援ですし、各事業者で実施されておる温泉・地域活性化支援事業、お風呂の日のイベントですとか敬老の感謝イベントですとか、いろんなイベントに対する助成の割合についても高額のものというふうになっております。

交流居住・定住促進対策事業ですが、突然内容が変更されたということで、それについては先ほど1回目で説明したとおり、情報誌「シマイル」は移住、定住という考え方、交流人口拡大ということでさどまる倶楽部に向けたさどまる通信に変更になったということです。変更になった理由については、しっかりとした説明はいただけませんでした。

佐和田海岸マリンスポーツ拠点整備事業ですが、ことしの3月に事業完了したということで、審査のときの説明では平成30年度の方向性もしっかりと定められていないということでした。平成30年度の事業としては、10回のイベント等で225人がこの施設の器具等を使ってマリンスポーツを楽しまれたというふうに聞いております。

最後の教育委員会ですが、社会教育委員の提言があったわけですが、予算を提案したことというのは、これは市長の専権事項でございますので、私たちにその理由を問われても答えることはできません。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 荒井真理さん。

○7番（荒井真理君） 3回目の質問をさせていただきます。

その前に、まずコメントですけれども、昨年度と今年度発覚した支払遅延事件については、昨年度分の出来事を本来支払うべきだった昨年度のものとして審査していないのは非常におかしいことで、まず審査は不足していたと感想を述べさせていただきます。

3回目の質問です。項目10の(1)の3、温泉・地域活性化事業についてですが、外部に向けた観光に偏った支出、または補助率が補助対象経費の2分の1以内のルールに照らして高かったことは、温泉活性化協議会のあり方の何が問題だったのでしょうか。活動内容なのかメンバーか、あるいは誰が責任者だったのか、どのようにその点を審査しましたか。

それから、項目11の(7)の④、佐和田海岸マリンスポーツ拠点整備事業についてですが、購入したものにスタンドアップパドルボードがあったと思いますが、それはどういうもので、今後の活用は誰がするのでしょうか。シーカヤックというのは、スポーツイベントなどで市民にもなじみが出てきていますけれども、なじみのないスタンドアップパドルボードについてはどう審査されたのでしょうか。

それから、最後に1つですが、ことし委員会審査報告で指摘された事項は、昨年にも増してずさんな決算内容であると理解しましたが、なぜこれが委員の中で賛成多数になるのでしょうか。議会の見識が問われるところと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（猪股文彦君） 金田決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（金田淳一君） 今回の決算審査特別委員会の審査につきましては、通常行われていた執行部からの説明は一切求めませんでした。議員自らが資料要求をして、その資料に基づいて質疑通告をいたしました。その質疑通告をした議員、それからそのテーマに関連する質疑を精力的に行いました。したがって、予定している時間より議論がかなり長くなりまして、一生懸命審査をされたというふうに私は考えております。

お答えをさせていただきますけれども、温泉・地域活性化支援事業について、観光に偏った支出ということでございますけれども、副市長が発出した通達は平成29年度の4月当初に出しておりますし、この温泉活性化協議会の要綱についても同じ時期に出されております。したがって、その2つの要綱の関連性ができていなかったということなのですが、藤木副市長名で発出した通達によりまして、修正するときは後日しっかりと改めなさいという指摘もございますので、2分の1以上の支出についてはこの事業ばかりでなくてほかにもたくさんありますけれども、それについてはこの後しっかりと検証がなされ、修正されるものだというふうに考えております。

活動内容やメンバーについては、活動内容については審査いたしておりますが、メンバーについては各施設で頑張っている方々の中から集まったメンバーでこの協議会が運営されているのだろうというふうに思います。

それから、佐和田海岸マリンスポーツ拠点整備事業ですが、スタンドアップパドルボードについては具体的な審査は残念ながらできませんでした。今年度の活動に向けての概要的な計画みたいなものは示されておりましたが、具体的な説明ではないというふうに認識をしております。

最後決算審査特別委員会で指摘された事項についてですが、この決算について認定するか不認定にするかというのは委員会の議員の個人的な考えで判断されるわけでございますので、私はコメントはできませんけれども、認定をすべきという議員が不認定をすべきという議員より数が多かったということだと思います。

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第94号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第94号 平成29年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔19番 中川直美君登壇〕

○19番（中川直美君） ただいま委員長質疑もあった平成29年度決算審査についての反対討論を行います。

私も決算審査特別委員会の委員を何度もやっておりますが、今回ほど意見のついたことはないのかなというふうに思っているところであります。短く言います。平成29年の地方自治法改正の中で内部統制のことが厳しく言われております。その総務省の文書を持っていますが、この平成29年の地方自治法改正は、人口減少社会において合意形成が困難な課題について解決することが市町村に期待をされていると、住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を上げるよう地方公共団体の事務の適正化の確保の要請が今必要なのだということで、市における内部統制をしっかりとろということで法改正されました。これらの見直しについては、地方自治体に対する住民からの信頼を向上させ、人口減少社会に的確に対応するためだと、このように言われておって、監査委員、議会、住民も含めて大きな法改正がされているのはご承知のとおりであります。この角度から見ても、先ほどPDCAのことについて国もこの法改正の中で触れていますが、3点について具体的に指摘をしたいと思えます。

1点は、ガバナンス、組織体制の問題では、やはり何といても全国のトップニュースになった最強寒波、大規模断水による体制の問題、これが全てにあらわれているのではないかというふうに私は思っております。

2点目、補助金の個別外部監査に基づいた藤木副市長通達による取り組みの問題であります。その年度も私は何度も言わせてもらいましたが、補助金については年度末にはホームページに公開する、年度初めにはホームページに公開すると。今年度はやっておりません。昨年度のホームページ公開は、決算審査特別委員会の指摘を受けてからのものでありました。自ら言っておいてやらないというのは、私はこれは問題がある、まさに国が言うところのガバナンスの欠如だと思っております。

3点目、昨年12月20日、ちょうどきょうなのです。先ほど決算審査特別委員長の答弁の中にもありましたが、住民合意がないのだけれども、合併特例債で急ぐので、社会教育施設等を解体させてくれということで否決になったのが昨年のきょうです。この問題は、教育委員会の方針の甘さや、いろんな問題もありますが、まさに今国が平成29年度に改正をした地方自治法の中で問われているようなガバナンスの問題、これが地方自治の福祉を向上させるし、人口減少に立ち向かうというのがこの法律改正であります。そういう点から見てもこの年度については極めて不十分だったということで反対の討論といたします。

○議長（猪股文彦君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

次に、荒井眞理さんの反対討論を許します。

荒井眞理さん。

〔7番 荒井眞理君登壇〕

○7番（荒井眞理君） 無会派の荒井眞理です。平成29年度一般会計歳入歳出決算についての反対討論を行います。

私も決算審査特別委員を昨年まで4年連続で務め、昨年は委員長もさせていただきましたので、この審

査の務めを真面目に、誠実にやればやるほど大変で、苦勞が大きいことはよく理解しております。今年度つけられています昨年度決算の意見については、その前の年にも増して多かったということは非常に残念なことだと思っています。

さて、三浦市政が誕生して3年目も後半になりました。今諮られている決算は、三浦市政が佐渡市や市民のためにこれを計画し、予算をつくり、自ら執行した結果があらわされているものです。前の市長の計画ではありません。一般会計と特別会計を合わせればおよそ700億円になります。三浦市政は、その執行権を持ち、行使しました。しかし、この700億円の元手は、皆さんご承知のとおりほとんどが私たち市民、国民、また民間が納めた税金から成り立っています。だから、市民の代表である議会は、この決算を税金を納めた者の目線で審査しているのです。今、日本社会は社会保障制度が破綻することが目に見えています。高齢者になっても負担がふえるアリジゴクのような大変な事態に突入しています。その中、その社会保障の元手をどのように確保しようか、消費税を上げるのか、もうけている企業からの税金を分にに応じて納めてもらうのか、はたまた無駄な戦闘機を1兆円もアメリカから買ったり、そのためのその後の莫大な維持費を防衛費に使わないで社会保障に回すべきだなど、大議論をしています。使う前から無駄になるとわかりそうなお金を使う余裕は、国にも佐渡市にもあるはずがありません。行政運営というのは勉強し、知恵を出しながら行うところ。行政のPDCAに照らした計画が全く重視されず、事の検証も全くもって軽視されている。これは、行政運営の基本がなくなってしまったと言わざるを得ません。また、補助金適正化の元年として鉢巻きを締めるはずの年が、ルールを逸脱したまま修正もされずにそのまま走っていく、その反省も見えない。また、補助金適正化の中にうたわれています明瞭という言葉、これは補助金に限らず、全ての責任について明瞭であるということが大事だということですが、これも説明が不明瞭である、そのことが多々あるということも先ほどの質問の中でわかりました。このような決算を私たちは市民の代表として認めるわけにはいかないということで、議員各位もぜひこれは行政に対して優しくではなく、厳しく対処するというので反対を呼びかけるものであります。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で荒井真理さんの反対討論は終わりました。

議案第94号についての討論を終結いたします。

これより議案第94号 平成29年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案については議長は可決と裁決いたします。

これより議案第95号 平成29年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は認定することに決しました。

次に、ただいま議決いたしました議案第94号及び議案第95号を除く決算審査特別委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

議会運営委員長の報告

○議長（猪股文彦君） ここで、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

○議会運営委員長（近藤和義君） 先ほど議会運営委員会を開催し、議事日程の追加について協議しましたので、その結果について報告します。

議案第115号が可決されたことにより、市長から議案第130号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についてが提出され、議会運営委員会において当該議案を審査するために日程追加をすることを了承しました。この後、議案第130号を審査するための日程追加を議決した上で、議案第130号の上程、質疑、常任委員会付託を行い、常任委員会審査となりますので、ご了承願います。

報告は以上であります。

日程の追加

○議長（猪股文彦君） お諮りします。

ただいま市長から議案第130号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についてが提出されました。お手元に配付した追加議事日程のとおり、本日の日程に議案第130号を追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付した追加議事日程のとおり、本日の日程に議案第130号を追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第130号

○議長（猪股文彦君） 追加日程第1、議案第130号についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、よろしくお願ひします。

議案第130号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ1,086万円を追加するものです。補正内容は、歳出では佐和田児童クラブの整備について、9月定例会では新築整備する内容で提案させていただきましたが、今回佐渡中央会館大ホール及び小ホール部分の一体的改修に変更させていただきたいため、その改修に係る設計業務委託経費を予算計上するもので、歳入ではその財源として繰入金を予算計上するものでございます。本来は、補正予算案として提案する際はさまざまな可能性を考え、検討を重ねた上で提案すべきであり、議決後にこのような変更をさせていただくことは、ひとえに準備不足、精査不足が要因であり、まことに反省すべき事案であると考えております。大変申しわけございませんでした。今後は、このようなことのないよう内部協議、各課連携を十分に行った上で議案の提案を行ってまいりますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） これより議案第130号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出一括で行います。

それでは、議案第130号についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第130号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第130号については、お手元に配付してあります委員会追加付託表のとおり総務文教常任委員会に付託します。

○議長（猪股文彦君） これで本日の日程は全て終了しました。

次の会議は、あす常任委員会の審査が終了後、定例会最終日の行事を行います。

ここで議長から申し上げます……

〔「行事だな」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 定例会最終日の議事を行いますと言ったつもりではありますが、失礼しました。

言取消しに基づき取消し)

本日はこれにて散会……

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(猪股文彦君) 中川直美君。

○19番(中川直美君) 過去にこのような本会議の場でそのようなことをやった先例はありますか。

○議長(猪股文彦君) 議会運営委員会において協議いたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(猪股文彦君) 中川直美君。

○19番(中川直美君) 議長は、一番議会の権威、あれをおわかりのはずです。先例主義に基づく、それが過去にもこういったことがあって、この本会議の場でこういったやり方はしなかったはずではないですか。それを言った者勝ちとかというのはおかしい話です。

○議長(猪股文彦君) 暫時休憩します。

午後 2時46分 休憩

午後 2時46分 再開

○議長(猪股文彦君) 再開します。

佐藤孝君。

○15番(佐藤 孝君) 今ちょっと議長が言われたように、新生クラブと各会派の名前が出されましたけれども、新生クラブで申し込みはしていません。私は、個人的に地方議会の辞典を見て、荒井さんの発言は議案まで入っていくとこれはだめですよと、議長が注意するべきですよと私は言ったはずなのです。私は新生クラブの皆さんに諮ってもいませんし、おかしいのではないですか、議長はその辺は制止すべきではないのですかという発言をただけです。

以上です。

○議長(猪股文彦君) 近藤和義君。

○16番(近藤和義君) 先ほど議長の発言の中で、市長の発言を求めるためどうのこうのという……

○議長(猪股文彦君) いや、言いません。

○16番(近藤和義君) 言いました。

○議長(猪股文彦君) 言っていない。

○16番(近藤和義君) 市長の発言という言葉がありましたが、それどういう意味か聞きたかったのです。

○議長(猪股文彦君) 一切そういうことは言っておりません。

暫時休憩します。

午後 2時47分 休憩

午後 2時57分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時57分 散会